

# 全保協ニュース

〔協議員情報〕

全 国 保 育 協 議 会

TEL. 03-3581-6503 FAX. 03-3581-6509

ホームページアドレス [ <https://www.zenhokyo.gr.jp> ]

## —今号の目次—

- ◆ 「こどもまんなか実行計画 2024」が決定されました(こども家庭庁)……………1
- ◆ 教育・保育施設におけるプール活動・水遊び事故防止及び熱中症事故の防止について(こども家庭庁等 事務連絡)……………6
- ◆ 「地域における公益的な取組」の現況報告書への記載について……………6

---

## ◆ 「こどもまんなか実行計画 2024」が決定されました(こども家庭庁)

令和6年5月31日、岸田内閣総理大臣を会長とした第3回こども政策推進会議が開催され、「こどもまんなか実行計画 2024」が決定されました。

これは「こども基本法」に基づき、こども施策に関する基本的な方針や重要事項等を一元的に定めた「こども大綱」（令和5年12月22日閣議決定）から、具体的に取り組む施策を取りまとめたものです。

今後、こども家庭審議会において、施策の実施状況や指標等を検証・評価し、その結果を踏まえ、毎年6月頃を目途に、こども政策推進会議において「こどもまんなか実行計画」を改定し、関係府省庁の予算概算要求等に反映することとしています。

「こどもまんなか実行計画 2024」のなかで保育所・認定こども園等に関する項目を次頁に抜粋します。

(遊びや体験活動の推進)

幼児期までのこどもの育ちに係る基本的なビジョン(はじめの100か月の育ちビジョン)を踏まえた「遊びと体験」の推進

はじめの100か月の育ちビジョン(令和5年12月22日閣議決定)に基づき政府の取組を推進するため、乳幼児に関する様々な科学的知見の蓄積・普及に向けた外遊びや絵本等の「遊びと体験」が乳幼児に与える影響や乳幼児の育ちに関する生活実態等の調査研究、地域の多様な場に根差して乳幼児や保護者・養育者と地域の人々や活動をつなぐコーディネーターの養成、保護者・養育者や専門職等に向けた普及啓発等を進め、乳幼児の豊かな「遊びと体験」等を保障する。【こども家庭庁】

P8より抜粋

(生活習慣の形成・定着)

食育の推進

第4次食育推進基本計画(令和3年3月31日食育推進会議決定)に基づき、こどもに対して地域の関係者等が連携して取り組む食育活動を推進するとともに、食育推進全国大会や食育活動表彰等を通じて情報発信を行うことで、食育への理解促進を図る。第4次食育推進基本計画において定めている目標の達成状況を踏まえつつ、食育推進会議において次期食育推進基本計画を令和7年度末に策定する。【農林水産省、文部科学省、こども家庭庁、関係省庁】

P11より抜粋

(障害の有無にかかわらず安心して共に暮らすことができる地域づくり)

専門的支援が必要な障害児への支援の強化

医療的ケア児や重症心身障害児について、医療的ケア児支援センターや医療的ケア児等コーディネーターを中核として、相談支援や関係機関の相互の連携など地域の支援体制の整備を進める。また、家族の負担軽減やレスパイトの時間の確保の観点から、医療的ケア児や重症心身障害児を一時的に預かる環境の整備を進める。【こども家庭庁】

医療的ケア児が保育所等の利用を希望する場合に、その受入れが可能となるよう、保育所等の体制を整備するとともに、医療的ケア児の育ちと生活の総合的な支援を行う。

【こども家庭庁】

P29より抜粋

(こども家庭福祉分野に携わる人材の確保・育成支援)

### こども家庭ソーシャルワーカーの取得促進

資格取得のための研修等に参加する場合の受講費用等の補助や、児童相談所、市区町村相談支援部門等に資格を有する者を配置する場合の財政支援を行うとともに、施行状況の実態把握を進める。【こども家庭庁】 P34 より抜粋

(有害環境対策、防犯・交通安全対策、製品事故防止、防災対策等の推進)

### 非常災害対策

令和6年能登半島地震や過去の非常災害発生時の教訓も踏まえ、発災後は、早急に被害状況を把握するとともに地方公共団体とも緊密に連携を図り、こどもの最善の利益を考慮しつつ、被災地のニーズに寄り添いながら円滑に生活の再建や災害復旧等に取り組めるようにする観点から、**保育所等の利用者負担減免や避難先における保育の提供、被災したこどもの居場所づくりの支援、被災した妊産婦や乳幼児等の心身の健康等に関する相談支援などに備えるとともに、児童福祉施設等への施設整備費の補助等を通じて非常災害対策を進める。**【こども家庭庁】 P45 より抜粋

(待機児童対策、地域の身近な場を通じた支援の充実等)

### 親の就業状況にかかわらない支援の充実

全ての乳幼児に対して、家庭と異なる環境に触れ、家族以外の多様な人と関わる機会等を提供するとともに、保護者・養育者の孤立感・不安感の解消や育児負担の軽減、親としての成長等を各家庭の状況等に応じて切れ目なく図るため、**現行の幼児教育・保育給付に加え、月一定時間までの利用可能枠の中で、就労要件を問わず時間単位等で柔軟に利用できる新たな通園給付(「こども誰でも通園制度」)**を創設する。具体的には、令和7年度に子ども・子育て支援法に基づく地域子ども・子育て支援事業として制度化し、実施地方公共団体の増加を図った上で、令和8年度から子ども・子育て支援法に基づく新たな給付として全国の地方公共団体において「こども誰でも通園」を実施する。【こども家庭庁】 P53 より抜粋

### 病児保育事業の実施

こどもが病気の際に自宅での保育が困難な場合に、病院・保育所等において、病気のこどもを一時的に保育するとともに安定的な運営等を支援することにより、安心して子育てができる環境整備を図る。**病児保育の安定的な運営を図る観点から、病児保育に係**

る保育士等の職務の特殊性等を踏まえた基本分単価の引上げ等を、2024年度から実施する。【こども家庭庁】 P53~54 より抜粋

(幼児教育・保育の質の向上、幼児教育・保育と小学校教育の円滑な接続の改善)

#### 幼稚園教育要領、保育所保育指針及び幼保連携型認定こども園教育・保育要領の着実な実施

施設類型を問わず質の高い幼児教育・保育が行われるよう、地方公共団体の関係者等を対象とした会議等を通じて、幼稚園教育要領、保育所保育指針及び幼保連携型認定こども園教育・保育要領の趣旨・内容の周知徹底を行う。また、これらの改訂に向けては、学校教育法・児童福祉法において文部科学省とこども家庭庁が相互に事前協議を行うこととされていること等を踏まえ、文部科学省とこども家庭庁が緊密に連携し、施設類型を問わず幼児教育・保育の内容の整合性を図り、質の高い教育・保育を保障する。【文部科学省、こども家庭庁】 P54 より抜粋

#### 幼児教育・保育の質の向上に資する調査研究の実施

幼稚園・保育所・認定こども園といった施設類型を問わず、また、地域や家庭の環境にかかわらず、全てのこどもに格差なく質の高い学びを保障できるようにするべく、幼児教育・保育と小学校教育の円滑な接続を始め、幼保小が直面している課題の解決など、幼児教育・保育の質の向上に資する調査研究を実施する。また、調査研究で得られた成果については、地方公共団体の幼保小の関係者等を対象とした会議等を通じて発信し、成果の横展開を実施する。【文部科学省、こども家庭庁】 P54 より抜粋

(保育士、保育教諭、幼稚園教諭等の人材育成・確保・処遇改善等)

#### 保育人材の育成・確保、保育士等の処遇改善

保育人材の育成については、各専門分野のリーダー的な役割を担う者等を対象として実施する「保育士等キャリアアップ研修」等の実施体制の確保を図るとともに、保育所等における職員の資質の向上に取り組む。【こども家庭庁】

新たに保育士を目指す者に向けた資格の取得支援、就業継続のための環境づくり、離職者の再就職の促進などにより、保育人材確保策に取り組む。【こども家庭庁】

保育士等の処遇改善は、平成25年度以降、累次の処遇改善を実施し、累計+23%の給与改善を進めてきた。また、これとは別に、技能・経験に応じた月額最大4万円の給与改善を平成29年度から実施している。「こども未来戦略」(令和5年12月22日閣議決定)を踏まえ、引き続き令和5年人事院勧告を踏まえた対応を実施するとともに、民間

給与動向等を踏まえた更なる処遇改善を進める。【こども家庭庁】

費用の使途の見える化に向けて、事業者が施設ごとの経営情報等を都道府県に報告することを求めるとともに、報告された経営情報等の分析結果等の公表を都道府県知事に求めること等の制度化を図る。【こども家庭庁】

P55 より抜粋

### 職員配置基準の改善

1歳児及び4・5歳児の職員配置基準については、令和6年度から、制度発足以来75年間一度も改善されてこなかった4・5歳児について、30対1から25対1への改善を図り、それに対応する加算措置を設ける。これとあわせて最低基準の改正を行う（経過措置として当分の間は従前の基準により運営することも妨げない。）。また、令和7年度以降、1歳児について、保育人材の確保等の関連する施策との関係も踏まえつつ、加速化プラン期間中の早期に6対1から5対1への改善を進める。【こども家庭庁】

P56 より抜粋

実行計画に示された内容については、最長で令和10年度の実施を目途に、各事業ごとの工程表が示されています。実行計画の詳細な内容はこども家庭庁ホームページからご確認ください。

【こども政策推進会議】

<https://www.cfa.go.jp/councils/suishinkaigi/>

こども家庭庁ホーム>会議等>こども政策推進会議

【こどもまんなか実行計画 2024】

[https://www.cfa.go.jp/assets/contents/node/basic\\_page/field\\_ref\\_resources/3bbf70e9-27d7-45dc-b6bb-2a8145d6ba0c/4541ddf1/20240530\\_councils\\_suishinkaigi\\_3bbf70e9\\_13.pdf](https://www.cfa.go.jp/assets/contents/node/basic_page/field_ref_resources/3bbf70e9-27d7-45dc-b6bb-2a8145d6ba0c/4541ddf1/20240530_councils_suishinkaigi_3bbf70e9_13.pdf)

【こどもまんなか実行計画 2024 概要】

[https://www.cfa.go.jp/assets/contents/node/basic\\_page/field\\_ref\\_resources/3bbf70e9-27d7-45dc-b6bb-2a8145d6ba0c/7f5559a7/20240530\\_councils\\_suishinkaigi\\_3bbf70e9\\_12.pdf](https://www.cfa.go.jp/assets/contents/node/basic_page/field_ref_resources/3bbf70e9-27d7-45dc-b6bb-2a8145d6ba0c/7f5559a7/20240530_councils_suishinkaigi_3bbf70e9_12.pdf)

こども家庭庁ホーム>会議等>こども政策推進会議>こども政策推進会議（第3回）

# ◆ 教育・保育施設におけるプール活動・水遊び事故防止及び熱中症事故の防止について(こども家庭庁等事務連絡)

夏季においては、プール活動・水遊びの機会が増加する時期であり、水に関する重大事故や熱中症事故の発生が懸念されることから、必要な対策について、改めて各施設等に周知がなされ、各施設等において必要な取組が確実に実施されるよう、表記事務連絡が5月30日に発出されました。

各施設等における事故防止については、平成28年3月31日に発出した「教育・保育施設等における事故防止及び事故発生時の対応のためのガイドライン」(以下「ガイドライン」という。)において示されています。



保育所・認定こども園等のプール活動・水遊びの開始時期に合わせて、ガイドライン(施設・事業者向け)中の注意すべきポイント等の記載事項を改めて確認し、事故防止対策を徹底するとともに、これからは気温の高い日が続くと予想されることから、熱中症事故の発生も懸念されるため、送迎用バス等への置き去り事案をはじめとした熱中症による重大事故の防止についても、対策を講じていくことが重要となります。

詳細は別添 PDF 資料をご確認ください。

画像：事務連絡より (Pwc コンサルティング合同会社「こどもの重大な事故を防ぐためのポイント」)

# ◆ 「地域における公益的な取組」の現況報告書への記載について

現在、現況報告書等の届け出を行う「社会福祉法人の財務諸表等電子開示システム」の2024年度の運用が開始されています。

社会福祉法人においては、平成 28 年に成立した社会福祉法等の一部を改正する法律に基づき、社会福祉法人による「地域における公益的な取組」の実施が法人の責務として位置づけられており、現況報告書に記載することが必要です。

WAM のリサーチレポート「2020 年度社会福祉法人の経営状況について」によると、保育主体法人の「地域における公益的な取組」の記載率は 56.9%でした。約 4 割の法人は記載していないことになります。

全社協・社会福祉施設協議会連絡会では、すべての社会福祉法人が地域における公益的な取り組みを確実に記載するためのリーフレットを作成しています。

リーフレットにあるとおり、保育所等で実施している「実習生の受け入れ」や「地域の子育て家庭の相談支援」（園庭開放・近隣地域の子育て家庭を対象にした育児相談）なども「地域における公益的な取組」に該当します。令和 6 年度の現況報告書の提出（6 月末まで）に向け、「地域における公益的な取組」の記載を遺漏なきようお願いいたします。

## 施設種別の特性や専門性を活かした取組と 現況報告書への記載例

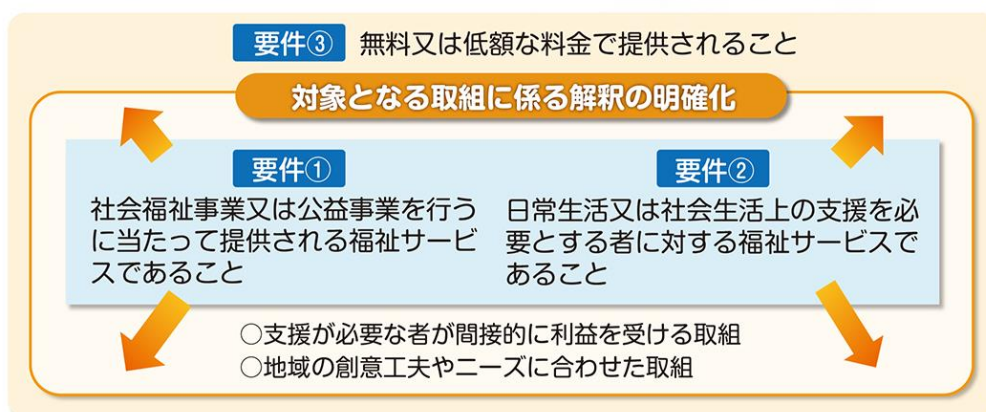
貴法人・施設では必ずいずれかの取組を実施しているはずです！  
以下の取組例を参考に、現況報告書に記載してください。

施設種別／取組例	現況報告書での分類
<b>種別共通</b>	
<input checked="" type="checkbox"/> 実習生の受け入れ	⑦ 地域住民に対する福祉教育
実習生や研修生等の受け入れによる福祉人材の育成	
<input checked="" type="checkbox"/> 行事やバザーの開催	⑨ その他
行事やバザーを通じた早期発見に向けた相談しやすい環境づくり	
<input checked="" type="checkbox"/> 複数法人間連携事業への参画	⑧ 地域の関係者とのネットワークづくり
連携事業への参画による地域のセーフティネット構築	
<input checked="" type="checkbox"/> 認定就労訓練事業の実施	① 地域の要支援者に対する相談支援
認定就労訓練事業としての生活困窮者への就労支援	
<input checked="" type="checkbox"/> 災害時に備えた地域のコミュニティづくり	⑧ 地域の関係者とのネットワークづくり
地域住民と連携した防災体制の構築	
<b>保育所など</b>	
<input checked="" type="checkbox"/> 地域の子育て家庭の相談支援	① 地域の要支援者に対する相談支援
園庭開放・近隣地域の子育て家庭を対象にした育児相談	
<input checked="" type="checkbox"/> 児童虐待防止ネットワーク	③ 地域の要支援者に対する権利擁護支援
児童虐待防止ネットワークへの参画	
<input checked="" type="checkbox"/> 子育てサロン	⑥ 地域の福祉ニーズ等を把握するためのサロン活動
子育てサロンの実施による子育て家庭の居場所づくり	
<b>社会的養護関係施設など</b>	
<input checked="" type="checkbox"/> 施設退所者への継続的な支援	① 地域の要支援者に対する相談支援
児童養護施設退所者への相談支援	
<input checked="" type="checkbox"/> 児童虐待防止ネットワーク	③ 地域の要支援者に対する権利擁護支援
児童虐待防止ネットワークへの参画	

## 「地域における公益的な取組」の 解釈の明確化

- 平成30年1月23日の通知改正<sup>(※)</sup>により、「地域における公益的な取組」の解釈の明確化が図られました。
- 無料または低額な料金で提供されることは基本としつつも、支援が必要な者が直接的のみならず、間接的に利益を受けるサービスや取組についても対象に含まれることとなりました。

(※) 社会福祉法人による「地域における公益的な取組」の推進について(厚生労働省社会・援護局福祉基盤課長通知 社援基発0123第1号/平成30年1月23日)



- この明確化により、例えば、
  - ・ 住民の居場所(サロン)、活動場所の提供等を通じた地域課題の把握や地域づくりに関する取組
  - ・ 住民ボランティアの育成
  - ・ 災害時に備えた地域のコミュニティづくり
  - ・ 住民に対する福祉に関する学習会や介護予防に資する講習会 等
 社会福祉法人・福祉施設の持つ専門性やノウハウを活用した多様な取組も該当することになりました。

全国社会就労センター協議会  
全国身体障害者施設協議会  
全国保育協議会  
全国保育士会  
全国児童養護施設協議会

全国乳児福祉協議会  
全国母子生活支援施設協議会  
全国福祉医療施設協議会  
全国救護施設協議会

全国社会福祉法人経営者協議会  
障害関係団体連絡協議会  
全国厚生事業団体連絡協議会  
高齢者保健福祉団体連絡協議会

全国社会福祉協議会 社会福祉施設協議会連絡会

〒100-8980 東京都千代田区霞が関 3-3-2 新霞が関ビル TEL 03-3581-7819 FAX 03-3581-7928